

**長岡市建築工事設計変更**

**ガイドライン**

**平成23年3月**

**長岡市**

## 目 次

1	ガイドライン制定の目的	・・・1
2	設計変更の基本事項	・・・1
	(1) 設計変更の定義	
	(2) 数量書の取扱い	
	(3) 設計図書の優先順位	
3	設計変更が不可能なケース	・・・1
4	設計変更が可能なケース	・・・2
5	設計変更を行う場合の具体的な事例	・・・2
	(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書が一致しない場合 (これらの間の優先順位が定められている場合を除く。)	
	(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合	
	(3) 設計図書の表示が明確でない場合	
	(4) 工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違する場合	
	(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じた場合	
	(6) 発注者が必要と認め、変更する場合	
	(7) 参考図書として示している数量書と実施工事量に差異が生じることが判明し、設計変更することについて発注者と受注者で協議が成立した場合	
	(8) 工事を一時中止する必要がある場合	
	(9) 発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合	
6	指定と任意の正しい運用	・・・4
7	施工条件の明示	・・・5
8	設計変更手続きフロー	・・・6
*	参考文献	
	(1)新潟県土木工事設計変更ガイドライン	
	(2)長岡市建設工事請負基準約款	
	(3)設計変更に伴う契約変更の取扱いについて (国の通知：昭和44年3月31日建設省東地厚第31号の2)	
	(4)営繕工事における数量公開について(国の通知：平成18年5月12日国営計第22号)	
	(5)条件明示について(国の通知：平成14年3月28日国官技第369号)	

## 1 ガイドライン制定の目的

長岡市が発注する建設工事は、大別して土木工事と建築工事（機械、電気等設備工事を含む）に分けられます。これら工事の設計変更の基準に関して、土木工事は平成21年8月に新潟県策定の「土木工事設計変更ガイドライン」に準拠することとしていますが、建築工事については定められていませんでした。

そこで、長岡市は平成23年4月1日以降契約の建築工事に関して、「長岡市建築工事設計変更ガイドライン」により当面の間、試行することとします。

## 2 設計変更の基本事項

### (1) 設計変更の定義

設計変更とは、設計図書等と工事現場の状態とが一致しない等の事由が発生した場合に長岡市建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）第19条及び第20条の規定又は第53条の協議により設計図書等を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することをいいます。

（参考資料1：長岡市建設工事請負基準約款）

### (2) 数量書の取扱い

長岡市が公開しています数量書（工事費内訳書等から単価、金額を削除したもの。）は、約款第1条に定める設計図書に含めないものとします。

### (3) 設計図書の優先順

長岡市の建築工事の仕様書は、概ね国の公共建築工事標準仕様書等に準じており、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の①から⑤の順番のとおりとします。

- ① 質問回答書
- ② 現場説明書
- ③ 特記仕様書
- ④ 図面
- ⑤ 標準仕様書

## 3 設計変更が不可能なケース

下記のような場合においては、原則として設計変更はできません。

- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工した場合
- 「承諾」で施工した場合
- 建設工事請負基準約款、公共建築工事標準仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合
- 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合

※ 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいいます。

※ 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者もしくは監督員又は受注者が書面により同意することをいいます。

#### 4 設計変更が可能なケース

下記のような場合においては、設計変更が可能です。

- 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった地質条件や地下水位等が現地で確認された場合（ただし、所定の手続きが必要。）
- 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手できない場合
- 所定の手続き（「協議等」）を行い発注者の「指示」によるもの。  
（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
- 受注者が行うべき「設計図書の照査」を超える作業を実施する場合。

ただし、設計変更の先行指示に当たっては下記事項に留意する。

- 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
- 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にする。  
（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注でないか）を明確にする。）

#### 5 設計変更を行う場合の具体的な事例

以下に、設計変更を行う場合の具体的な事例を示します。

##### （1）図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書が一致しない場合

（これらの間の優先順位が定められている場合を除く。）（約款第19条第1項第1号）

- 設計図書の優先順位のとおり施工できない。
- 現場説明書に対する質問回答書に誤りがあった。
- 数量書に係る質疑回答書に係る規格の材料が図面にない。
- 数量書に係る質疑回答書での数量と図面数量が一致しない。

##### （2）設計図書に誤りゅう又は脱漏がある場合 （約款第19条第1項第2号）

###### ① 設計図書に誤りがある場合

- 設計図書に示されている矢板の打設方法では、条件明示されている土質で施工できない。

###### ② 設計図書に記載漏れがある場合

- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない。
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない。
- 使用する部材の品質が明示されていない。

**(3) 設計図書の表示が明確でない場合** (約款第 19 条第 1 項第 3 号)

- 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確の場合。
- 使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない（明示が不十分である）。

**(4) 工事現場の地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違する場合。** (約款第 19 条第 1 項第 4 号)

- 設計図書に明示された土質や地下水位と工事現場の土質や地下水位が一致しない。
- 設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない。
- 設計図書に明示された地形と工事現場の地形が一致しない。
- 設計図書に明示された地下埋設物の位置と工事現場での位置が一致しない。
- 設計図書に明示された機械設備の寸法と設置箇所の寸法が一致しない。
- 設計図書に明示された補修箇所の形状と補修部品の形状が一致しない。
- 設計図書に明示された交通整理員の人数と規制図が一致しない。
- 設計図書に明示された劣化の範囲、劣化の程度と実際の劣化の範囲、劣化の程度が一致しない。

**(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じた場合** (約款第 19 条第 1 項第 5 号)

- 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要になった。
- 埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった。

**(6) 発注者が必要と認め、変更する場合** (約款第 20 条)

- 地元調整の結果、施工範囲を拡大（縮小）する。
- 地元調整の結果、施工時間、施工日を変更する。
- 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する。
- 施設の維持管理方法が具体化し、施工内容を変更する。
- 警察、河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等との協議等により、施工内容の変更、工事の追加をする。
- 当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する。

**(7) 参考図書として公開している数量書と実施工事量に差異が生じることが判明し、設計変更することについて発注者と受注者で協議が成立した場合** (約款第 53 条)

- 数量書から必要な工種が欠落していた。
- 数量書の数量を過大若しくは過小に計上していた。

**(8) 工事を一時中止する必要がある場合** (約款第 21 条)

- ① 工事用地等の確保ができない場合
  - 発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない。

- 設計図書に工事着工時期が定められているが、その期日までに受注者の責めによらない事情により施工できない。
- 警察、河川・鉄道等の管理者等の管理者間協議が終わっていない。
- 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された。
- ② 自然的若しくは人為的な事象により工事を施工できない場合
  - 請負人の責めによらない何らかの事象（地元調整等）が生じた。
  - 別契約の関連工事の進捗が遅れた。

#### **（９）発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合（約款第 19 条）**

約款第 19 条では、受注者が設計図書と工事現場の状態とが一致しない等の事実を発見したときは監督員に通知し、確認を求めるとしてはいますが、そのためには設計図書等と工事現場との照査する必要があります。

しかし、下記に掲げるような受注者が当然行う照査をこえるものは、設計変更の対象となります。

- 現地測量の結果、仕様書に規定する施工図以外の提出図面の再作成が必要となるもの。
- 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの
- 構造物の積載荷重が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- 設計根拠まで遡る設計図書の見直し。
- 現地調査の結果、既存の埋設物（ケーブル、配管等）等の位置や内容の見直しの必要が生じた場合。
- 現場調査の結果、設計図書で明示している既存設備の機能や能力等が異なる場合の容量計算及び図面作成。

## **6 指定と任意の正しい運用**

「仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において定める」と約款第 1 条第 3 項に規定されているとおり、設計図書に「指定した」事項は契約変更の対象となるのか、「指定していない」事項は契約変更の対象とならないのかを適切に取扱う必要があります。

「指定」とは、工事目的物を完成させるにあたり、設計図書に工事材料及び施工方法等の必要事項を明示したものをいいます。

「任意」とは、工事目的物を完成させるにあたり、設計図書に明示がなく例えば内訳書のみには工事材料及び施工方法が記載されていない等、受注者の責任において自由に施工を行うことができるものをいいます。

任意の部分であっても積算上のおりの工法等で施工することができないような場

合には、そもそも発注者の考え方に誤りがあったということですから、これは契約変更の対象となります。

つまり、契約変更の対象とならない任意の部分というのは、あくまで「積算上の施工が可能であることが前提」です。

**指定と任意の違い：表2**

	指 定	任 意
設計図書の位置 付け	工事材料及び施工方法等について、具体的に指定します。	工事材料及び施工方法等について指定しません。
工事材料及び施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要です。	発注者の指示又は承諾は不要です。ただし、施工計画書等の修正は必要です。
契約変更の対象	対象とします。	原則対象としません。 ただし、当初積算時の条件と現場条件が相違する場合は、対象となる場合があります。

## 7 施工条件の明示

約款では、設計図書に指定すべき事項又は指定されていることを予定している事項が多数存在します。

発注者は、これらに規定されていることを踏まえ、受注者が工事の目的に沿った施工が適切にできるよう、設計図書（現場説明書等）に必要な施工条件を明示しなければなりません。

（参考文献5：施工条件明示について（国の通知））

## 8 設計変更手続きフロー

これまで述べてきた設計変更の条件とその手続きフローは次のとおりです。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合。  
 (これらの間の優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤びゅう、脱漏がある場合。
- (3) 設計図書の表示が明確でない場合。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合。
- 以上（定款第 19 条第 1 項各号）
- (6) 上記以外で、発注者と受注者の協議が成立し設計変更をする場合。（定款第 53 条）

